

労働・助成金情報 特急便

第 50 号 (2015 年 12 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

少子化はとどまることなく進んでいます。2014 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生に産む子供の数）は 1.42 で、今のままでいくと 100 年後には日本の人口は現在の半分になると言われています。今回は、出生率を上げるための出産、育児に係る国の施策についてご紹介します。

産前産後休業、育児休業中の社会保険料免除

- 育児・介護休業法により、3 歳までの子を養育するための育児休業期間について、社会保険（健康保険と厚生年金）の保険料は、被保険者分・事業主分ともに免除されます。平成 26 年 4 月より、産前産後休業期間中（産前 42 日・多胎妊娠の場合は 98 日、産後 56 日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の社会保険料も免除されることになりました。

社会保険料免除に必要な手続き

事業主による申出が必要です。産休中の社会保険料免除については「産前産後休業取得者申出書」を、育児休業に入ったら「育児休業等取得者申出書」により、事業所を管轄する年金事務所へ手続きを行います。

出産、育休でもらえる給付金（ご本人）

- 出産・育児休業に関連して、健康保険や雇用保険制度から下記の給付金を申請することができます。

健康保険から

- ① 出産育児一時金：一児につき、42 万円（基本的に病院から申請）
- ② 出産手当金：休業 1 日につき、標準報酬日額の 3 分の 2 相当額（基本的に 1 回または 2 回に分けて申請。1 回目は出産直後の賃金締切日のあと、2 回目は産後休業終了後）

※基本的に被保険者であることが必要ですが、1 年以上の被保険者期間がある人が出産手当金を受けていた場合には、退職後も引き続き支給されます。また退職後 6 ヶ月以内の出産であれば、出産育児一時金も支給されます。（出産手当金は女性のみ）

雇用保険から

育児休業給付金：休業開始時賃金日額（休業開始日の前日 6 ヶ月間の賃金額の合計を 180 で割ったもの）×支給日数×67%（ただし育児休業開始から 6 ヶ月経過後は 50%）

※1 歳（延長自由に該当する場合は 1 歳 6 ヶ月）に満たない子を養育するために育児休業を取得するとき、育児休業開始前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日ある月が 12 ヶ月以上あれば、支給対象者は男女を問いません。

育休でもらえる助成金（会社）

- 従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金があります。

両立支援助成金

◆育休復帰支援プランコース

【支給条件】

- ①中小企業事業主であること
- ②育休復帰プランナーの支援を受けて、育休復帰支援プランを作成していること
- ③育児・介護休業法に規定する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定していること
- ④イ. 育児休業予定の社員が、休業開始日まで雇用保険に加入して雇用されており、3ヵ月以上の育児休業（産後休業を含む）を取得していること（育休取得時）
ロ. 育児休業を取得した社員が、育児休業終了後、引き続き雇用保険に加入し6ヶ月以上雇用されており、さらに支給申請時まで雇用されていること（職場復帰時）
- ⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること 等

【助成額】

- ①育児休業を取得したとき：30万円（1事業主につき1回限り）
- ②育児休業後に職場復帰したとき：30万円（1事業主につき1回限り。①を受給し、同じ社員が職場復帰することが条件）

◆代替要員確保コース

【支給条件】

- ①中小企業事業主であること
- ②育児休業取得者を、育児休業終了後に原職等に復帰させる旨の取扱いを、申請予定の労働者の復帰より前に、労働協約または就業規則に規定していること
- ③育児休業取得者の代替要員を確保すること
- ④雇用する労働者に、連続して1ヶ月以上休業した期間が合計して3ヵ月以上の育児休業を取得させ、かつ、②の規定に基づき原職等に復帰させたこと
- ⑤④の該当者を、原職等復帰後、引き続き雇用保険の被保険者として、6ヶ月以上雇用していること
- ⑥育児・介護休業法に規定する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定していること
- ⑦次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること 等

【助成額】

育児休業取得者1人当たり：30万円（1年度において1事業主当たり延べ10人まで）